

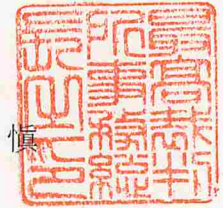
最高裁秘書第2241号

令和3年7月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和3年6月17日付け（同月21日受付，第030281号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が，「心の貧困」と題するツイッターアカウント（平成26年11月登録）に関して作成し，又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。